

岳南広域消防組合消防本部告示第 1 号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第31条の  
2の2第1項に規定する周波数帯を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 月 17 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



省令第31条の2の2第1項の規定により、消防長が指定する周波数帯は、260メガ  
ヘルツ帯とする。

附 則

この告示は、令和4年1月17日から施行する。

岳南広域消防組合消防本部告示第 2 号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成 7 年岳南広域消防組合条例第 9 号。以下「条例」という。）第 23 条第 4 項第 1 号及び第 5 項ただし書の規定により消防長が指定する火災予防上必要と認める措置を次のように指定する。

令和 4 年 1 月 17 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



1 条例第 23 条第 4 項第 1 号の規定により消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に掲げるものとする。ただし、防火対象物の状況から判断して、全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、全ての措置を実施することを要しない。

- (1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に、当該防火対象物内での全面的に喫煙を禁止する旨の標識の設置
- (2) 当該防火対象物の定期的な館内巡視
- (3) 当該防火対象物内が全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送
- (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

2 条例第 23 条第 5 項ただし書の規定により消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に掲げるものとする。ただし、防火対象物の状況から判断して、当該階が全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、全ての措置を実施することを要しない。

- (1) 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階が全面的に喫煙を禁止されている旨の標識の設置

(2) 当該階の全面的喫煙禁止及び他階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送

(3) 当該防火対象物の定期的な館内巡視

(4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

3 条例第23条第4項第1号及び第5項ただし書の規定する標識は、次のとおりとする。ただし、当該標識に「禁煙」の記載がある場合、条例第23条第2項の規定により設ける標識と兼ねることができるものとする。

(1) 標識の色は、条例第23条第2項に規定する標識と同一のものとする。なお、標識の記載例は、次のとおりとする。

ア 条例第23条第4項第1号に規定する標識

- ・「全館禁煙」
- ・「当〇〇〇は全館において禁煙です。」

イ 条例第23条第5項ただし書の規定する標識

- ・「この階は禁煙です。」
- ・「当〇〇においてこの階は禁煙です。喫煙所は〇階にあります。」

(2) 当該標識に併せて図記号による標識を設ける場合は、条例別表第7条に定める図記号とすること。

4 当該防火対象物の関係者は、条例第23条第4項第1号及び第5項ただし書の規定する火災予防上必要と認める措置を講じた場合、当該措置に関する事項について記載した書面を所轄消防署長に提出し、又は防火管理者に当該防火対象物の消防計画を変更させ届け出させなければならない。この場合において、措置に関する事項について記載した書面を所轄消防署長に提出し、かつ、当該防火対象物が消防法第8条の2の2第1項の防火対象物に該当するときは、当該書面の写しを防火管理維持台帳に編冊するものとする。

附 則

この告示は、令和4年1月17日から施行する。

岳南広域消防組合消防本部告示第 3 号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成 7 年岳南広域消防組合条例第 9 号。）第 47 条の 2 第 1 項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のように指定する。

令和 4 年 1 月 17 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



1 催しを主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗を超えるものとする。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 月 17 日から施行する。

岳南広域消防組合消防本部告示第4号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成7年岳南広域消防組合条例第9号。以下「条例」という）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定により消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者は次のとおりとする。

令和3年5月28日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第3項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

（1）液体燃料を使用する設備にあっては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者

証の交付を受けた者

イ ポイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第3項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

（2）電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第11条第1項第9号（条例第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (5) 公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格証の交付を受けた者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

#### 附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。